

告 示

埼玉県選管告示第七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成三十一年二月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	一般社団法人巨樹の会 新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見 四百十八番地一
病院	医療法人社団明日佳 埼玉あすか松伏病院	埼玉県北葛飾郡松伏町松葉一丁目 五番地七